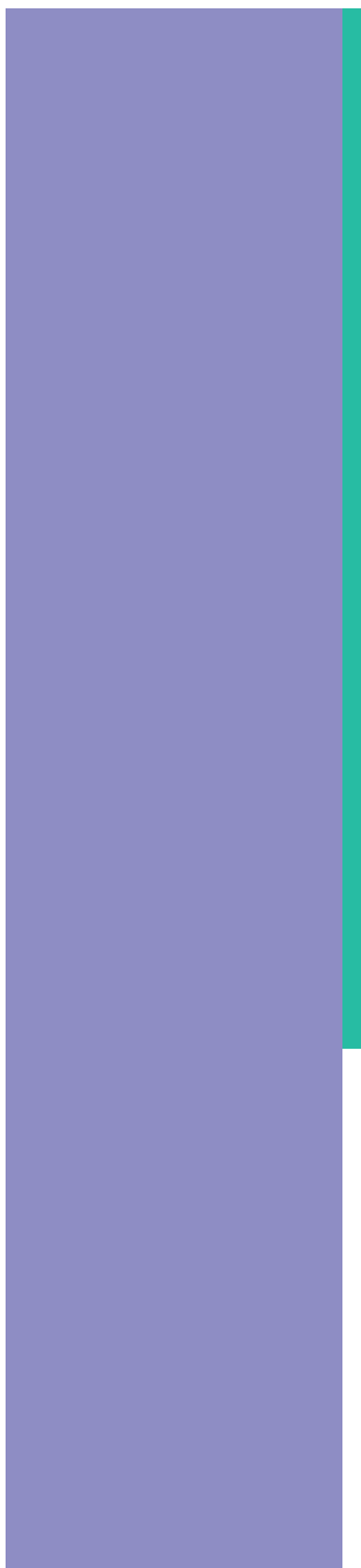




公益財団法人

建築技術教育普及センター



一級建築士
二級建築士
木造建築士

建築士制度

■昭和25年に建築士法が制定され、一級及び二級建築士が誕生して以来70年以上が経過し、また、木造建築士も誕生以来40年以上が経過しました。この間、国民生活の向上、社会経済の成長、技術の進歩等が著しく、建築物においても量的拡大ばかりでなく、大規模化、多様化、高度化、新技術の導入等が急速に進行しております。このため、建築士の業務は量的にも質的にも拡大し、豊かな環境を創出する担い手として、建築士の活躍が今後一層期待されています。

■当センターは、建築士法に基づき、一級建築士試験事務を行う中央指定試験機関として昭和59年1月30日付で建設大臣より指定を受け、昭和59年から毎年一級建築士試験を実施しています。（平成20年11月28日からは建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令において、中央指定試験機関として、国土交通大臣の指定を受けています。）

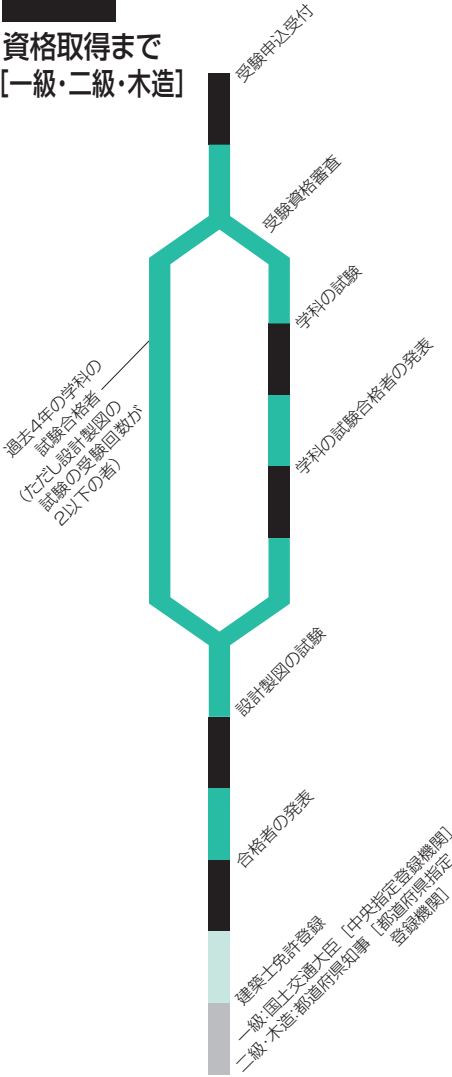
■当センターは、建築士法に基づき、二級及び木造建築士試験事務を行う都道府県指定試験機関として昭和60年に全国の都道府県知事より指定を受け、昭和61年から毎年二級及び木造建築士試験を実施しています。

■当センターは、建築士法に基づき、平成20年度から構造/設備設計一級建築士講習、管理建築士講習及び一級/二級/木造建築士定期講習を実施しています。また、平成23年度から構造/設備設計一級建築士定期講習を実施しています。

建築士の種類と業務

- 建築士
- 一級建築士——国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者
 - 構造設計一級建築士——一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、所定の講習を修了し、構造設計一級建築士証の交付を受け、一定の建築物の構造設計又は構造設計一級建築士以外の一級建築士が行った構造設計の法適合確認を行う者
 - 設備設計一級建築士——一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、所定の講習を修了し、設備設計一級建築士証の交付を受け、一定の建築物の設備設計又は設備設計一級建築士

資格取得まで
[一級・二級・木造]



- 以外の一級建築士が行った設備設計の法適合確認を行う者
- 二級建築士——都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者
 - 木造建築士——都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者
 - 管理建築士——建築士として3年以上の所定の業務に従事した後、所定の管理建築士講習を修了して建築士法の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士

●建築士の業務範囲

- A：だれでもできる
B：一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければならない
C：一級建築士又は二級建築士でなければならない
D：一級建築でなければならない
- 建築物のうち、建築基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計については、「構造設計一級建築士」による構造設計又は法適合確認が必要になる。
- 階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計については、「設備設計一級建築士」による設備設計又は法適合確認が必要になる。
- ※ 特定とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店をいう。

延べ面積 S(m ²)		高さ≤16m					高さ>16m 又は 4 階建以上 (地階を除く)
		木造			RC 造・S 造等		
		平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≤30		A		C	A		D
30<S ≤100							
100<S ≤300		B					
300<S ≤500							
500<S ≤1000	一般			D			
	特定 [※]						
1000<S	一般	C					
	特定 [※]						

延べ面積：増改築等についてはその部分の面積とする。
条例により制限が強化されることがある。

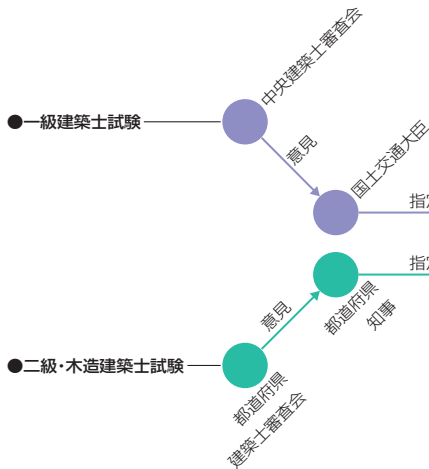
●受験資格

●試験科目

●過去の合格率

●一級建築士試験

●二級・木造建築士試験



建築士試験

一級建築士試験

所定の学歴(指定科目を修めて卒業等)を有する者

二級建築士・建築設備士

その他国土交通大臣が特に認める者
[令和元年国土交通省告示第752号ほか]

二級建築士試験・木造建築士試験

所定の学歴(指定科目を修めて卒業等)を有する者

建築設備士

高等学校 [旧制中学校を含む] 実務0～2年以上

建築に関する学歴なし 実務7年以上

その他都道府県知事が特に認める者
[知事が定める建築士法第15条第二号に該当する者の基準]

一級建築士試験

① 学科の試験

学科Ⅰ[計画], 学科Ⅱ[環境・設備],
学科Ⅲ[法規], 学科Ⅳ[構造], 学科Ⅴ[施工]

② 設計製図の試験

あらかじめ公表された設計課題についての設計製図

★平成20年11月28日施行の「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士法が改定され、学歴要件については、従来の「所定の課程を修めて卒業」という旧要件から「国土交通大臣が指定する建築に関する科目【指定科目】を修めて卒業」という新要件に変更されました。[原則として、平成21年度入学者から適用されます。]

ただし、法施行時(平成20年11月28日)に「すでに所定の学校を卒業している者」及び「所定の学校に在学する者で施行日以降に当該学校を卒業した者」については、従来の学歴要件が適用されます。

★実務経験については、以下の経験期間ごとに要件が異なりますのでご注意ください。

①平成20年11月27日以前

②平成20年11月28日から令和2年2月29日まで

③令和2年3月1日以降

★令和2年3月1日施行の士法改正により建築士試験の受験資格の要件となっていた実務経験が、建築士免許の登録要件に改められました。(ただし、二級及び木造建築士試験で建築に関する学歴を有しない者等については、従来通り、実務経験が必要です。)

二級建築士試験・木造建築士試験

① 学科の試験

学科Ⅰ[建築計画], 学科Ⅱ[建築法規]
学科Ⅲ[建築構造], 学科Ⅳ[建築施工]

② 設計製図の試験

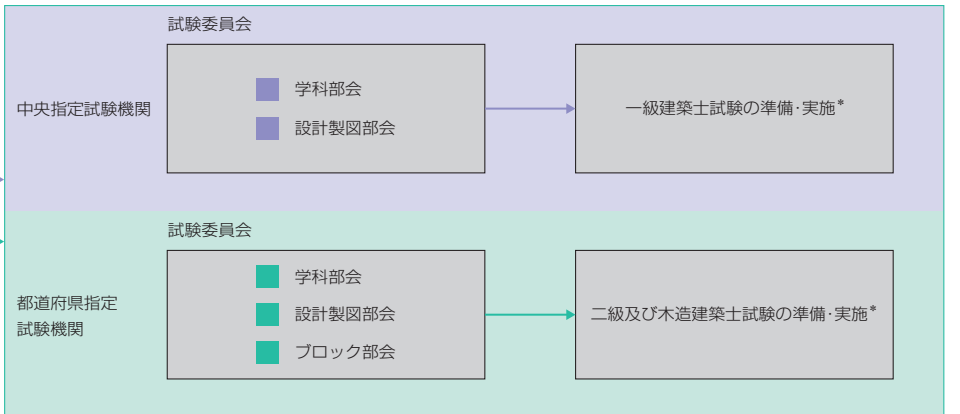
あらかじめ公表された設計課題についての設計製図

	一級建築士試験				二級建築士試験				木造建築士試験			
	受験者数	合格者数	合格率[%]		受験者数	合格者数	合格率[%]		受験者数	合格者数	合格率[%]	
2015	30,462	3,774	12.4		23,680	5,103	21.5		556	152	27.3	
2016	30,648	3,673	12.0		23,333	5,920	25.4		558	198	35.5	
2017	31,061	3,365	10.8		23,735	5,763	24.3		616	247	40.1	
2018	30,545	3,827	12.5		23,533	5,997	25.5		573	205	35.8	
2019	29,741	3,571	12.0		22,715	5,037	22.2		637	212	33.3	
2020	35,783	3,796	10.6		22,628	5,979	26.4		643	243	37.8	
2021	37,907	3,765	9.9		23,513	5,559	23.6		731	241	33.0	
2022	35,052	3,473	9.9		22,694	5,670	25.0		719	255	35.5	
2023	34,479	3,401	9.9		22,328	4,985	22.3		758	337	44.5	
2024	34,237	3,010	8.8		21,512	4,680	21.8		607	242	39.9	

建築士試験実施体制

公益財団法人建築技術教育普及センター

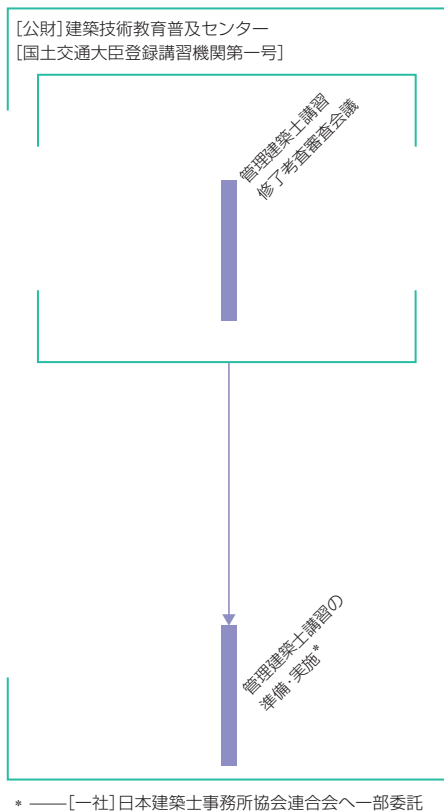
* ——— 都道府県建築士会等へ一部委託



建築士を対象とした講習

管理建築士講習

管理建築士講習実施体制



講習制度の創設

■平成17年11月に建築物の構造計算書偽装事件をはじめ相次いで発覚した類似の事件によって失われた建築物の安全性と建築士制度に対する国民の信頼を回復するために、平成18年に建築基準法と建築士法がそれぞれ改定されました。

このうち「建築士の資質・能力の向上」、「高度な専門能力をもつ建築士による設計〔構造設計・設備設計〕」、「設計・工事監理業務の適正化と消費者への情報開示」等を目的とする改正建築士法は、平成20年11月28日に施行され、建築士を対象とした法定の各種講習制度が創設されました。

高度な専門能力をもつ建築士による設計〔構造設計・設備設計〕

■新たに構造設計一級建築士と設備設計一級建築士が創設され、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計・設備設計については、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の関与が義務づけられました。構造設計一級建築士・設備設計一級建築士となるためには、5年以上の構造設計又は設備設計に関する業務経験を積んだ後、構造設計・設備設計一級建築士講習を受講・修了する必要があります。

建築士の資質・能力の向上

■設計・工事監理等の業務を「業」として行う建築士は、業務を実施するのに必要な能力を確実に身につけておく必要があります。そのため、建築士事務所に所属している一級建築士、二級建築士又は木造建築士には、3年ごとに定期講習

管理建築士の業務・役割

■建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければなりません。

■また、管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、管理建築士と開設者が異なる場合においては、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとされています。

管理建築士講習

■受講資格

建築士として3年以上次の業務に従事した者であること。

- 1 建築物の設計に関する業務
- 2 建築物の工事監理に関する業務
- 3 建築工事契約に関する事務に関する業務
- 4 建築工事の指導監督に関する業務
- 5 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
- 6 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務

★建築物の施工管理〔施工図の作成や安全管理等〕は受講資格の対象業務としては認められません。

■講習

●講義〔計5時間〕——

建築士法その他関係法令に関する科目 90分
建築物の品質確保に関する科目 20分

を受講することが義務づけられています。

また、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士については、建築士事務所に所属しているか否かにかかわらず、3年ごとにそれぞれ当該資格者のための定期講習を受講することが義務づけられています。

設計・工事監理業務の適正化と消費者への情報開示

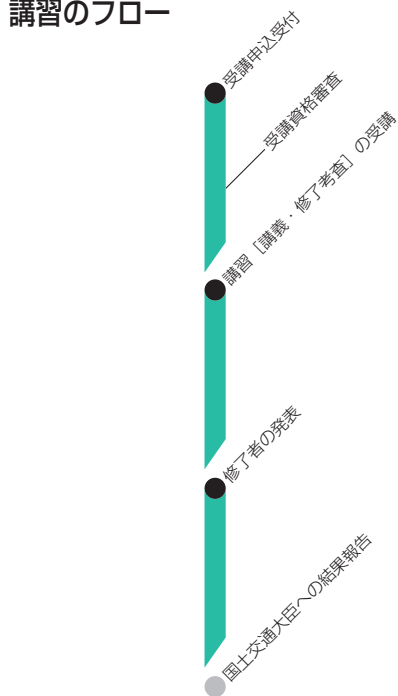
■管理建築士は、建築士事務所を管理し、技術的な総括する立場にあります。これまででは、建築士であれば誰でもなることができたが、平成18年の士法改正により要件が強化され、建築士として3年以上の所定の業務経験を積んだ後、管理建築士講習を受講・修了した建築士でなければ、管理建築士になることができなくなりました。

登録講習機関の登録

■当センターは、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習、木造建築士定期講習、構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習及び管理建築士講習を実施する登録講習機関として平成20年に国土交通大臣の登録を受け、講習を実施しています。

なお、構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習及び管理建築士講習については、改正建築士法施行前において、いわゆる「みなし講習」を実施しました。また、構造設計一級建築士定期講習及び設備設計一級建築士定期講習を実施する登録講習機関として平成23年に国土交通大臣の登録を受け講習を実施しています。

講習のフロー



●修了審査〔1時間、正誤方式、計30問〕——
建築士法その他関係法令に関する問題
建築物の品質確保に関する問題

修了者数

令和7年3月31日現在 130,440名
〔みなし講習修了者33,917名を含む〕

構造設計一級建築士講習
設備設計一級建築士講習

構造設計一級建築士の業務・役割

■一級建築士の独占業務の対象となる建築物で、高度な専門能力を必要とする一定の建築物*の構造設計については、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行う場合には、構造設計一級建築士による法適合確認〔法律で定められた基準を満たしているかどうかの確認〕を受ける必要があります。

*高度な構造計算が義務づけられる建築物とは、建築士法第3条第1項に定める建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号、第2号に該当するものです。例えば、木造で高さ13メートルまたは軒高が9メートルを超える建築物、鉄骨造4階建て以上の建築物、鉄筋コンクリート造で高さが20メートルを超える建築物などです。

構造設計一級建築士講習

■受講資格

「一級建築士」として5年以上の構造設計の業務経験を有する者。ただし、業務経験には構造設計*の業務のほか、次の業務内容も含まれます。

- ① 構造に関する工事監理*の業務
- ② 建築確認の構造に関する審査及びその補助業務
- ③ 構造計算適合性判定及びその補助業務

*構造設計の補助業務及び構造に関する工事監理の補助業務については、平成25年9月30日以前に従事していたものに限ります。

設備設計一級建築士の業務・役割

■高度な専門能力を必要とする一定の建築物*の設備設計については、設備設計一級建築士自ら設計を行うか、設備設計一級建築士以外の一級建築士が設備設計を行う場合には、設備設計一級建築士による法適合確認〔法律で定められた基準を満たしているかどうかの確認〕を受ける必要があります。

*3階建て以上で床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物です。

設備設計一級建築士講習

■受講資格

「一級建築士」として5年以上の設備設計の業務経験を有する者。ただし、業務経験には設備設計*の業務のほか、次の業務内容も含まれます。

- ① 建築設備に関する工事監理*の業務
- ② 「建築設備士」として、建築設備に関する業務（一級建築士となる前に行った建築設備に関する業務も含まれる。）
- ③ 建築確認の建築設備に関する審査及びその補助業務

*設備設計の補助業務及び建築設備に関する工事監理の補助業務については、平成25年9月30日以前に従事していたものに限ります。

■講習

●講義 [2日間]——

構造設計総論、構造関係法令及び法適合確認、構造設計の基礎、耐震診断・耐震補強、構造設計各論

●修了考査 [1日、4肢択一式及び記述式]——

構造関係規定に関する科目 [法適合確認]

建築物の構造に関する科目 [構造設計]

修了者数

令和7年1月24日現在 11,704名

[みなし講習修了者6,677名を含む]

講習のフロー



■講習

●講義 [3日間]——

電気設備の設計技術、空調・換気設備の設計技術、給排水衛生設備の設計技術、輸送設備の設計技術、建築設備関係法令、建築設備設計総論、法適合確認

●修了考査 [1日、記述式・製図]——

設備関係規定に関する科目 [法適合確認]

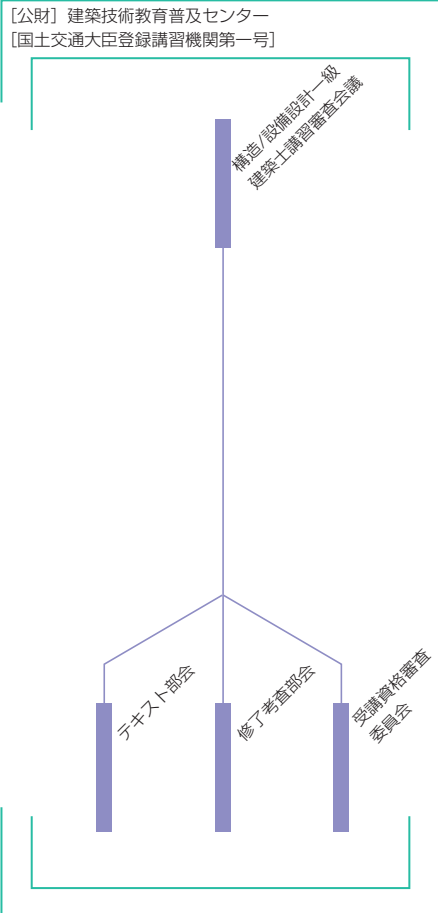
建築設備に関する科目 [設計製図]

修了者数

令和7年1月31日現在 6,909名

[みなし講習修了者2,727名を含む]

構造/設備設計一級建築士講習実施体制



建築士定期講習

一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習

■受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している者

■受講義務の該当者

建築士事務所に所属している建築士

■講習

●講義 [計5時間]——

・一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習とも共通

建築物の建築に関する法令に関する科目

設計及び工事監理に関する科目

●修了考査 [1時間, 正誤方式]——

・一級建築士定期講習 [計40問]

・二級建築士定期講習 [計35問]

・木造建築士定期講習 [計30問]

■修了者数 [令和4年度～令和6年度]

一級建築士定期講習 40,903名

二級建築士定期講習 34,393名

木造建築士定期講習 691名

講習のフロー



建築士定期講習実施体制

[公財] 建築技術教育普及センター
[国土交通大臣登録講習機関第一号]

建築士定期講習
修了考査審査会議

建築士定期講習の
準備・実施*

* —— [公社] 日本建築士会連合会及び [一社] 日本建築士事務所協会連合会へ一部委託

構造設計一級建築士定期講習

■受講資格

構造設計一級建築士

■受講義務の該当者

構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士

■講習

●講義 [計5時間]——

構造関係規定に関する科目

構造設計に関する科目

●修了考査 [1時間, 正誤方式 [計40問]]——

構造関係規定に関する科目

構造設計に関する科目

■修了者数 [令和4年度～令和6年度]

構造設計一級建築士定期講習 4,180名

設備設計一級建築士定期講習

■受講資格

設備設計一級建築士

■受講義務の該当者

設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士

■講習

●講義 [計5時間] ——

設備関係規定に関する科目

設備設計に関する科目

●修了考査 [1時間, 正誤方式 [計40問]] ——

設備関係規定に関する科目

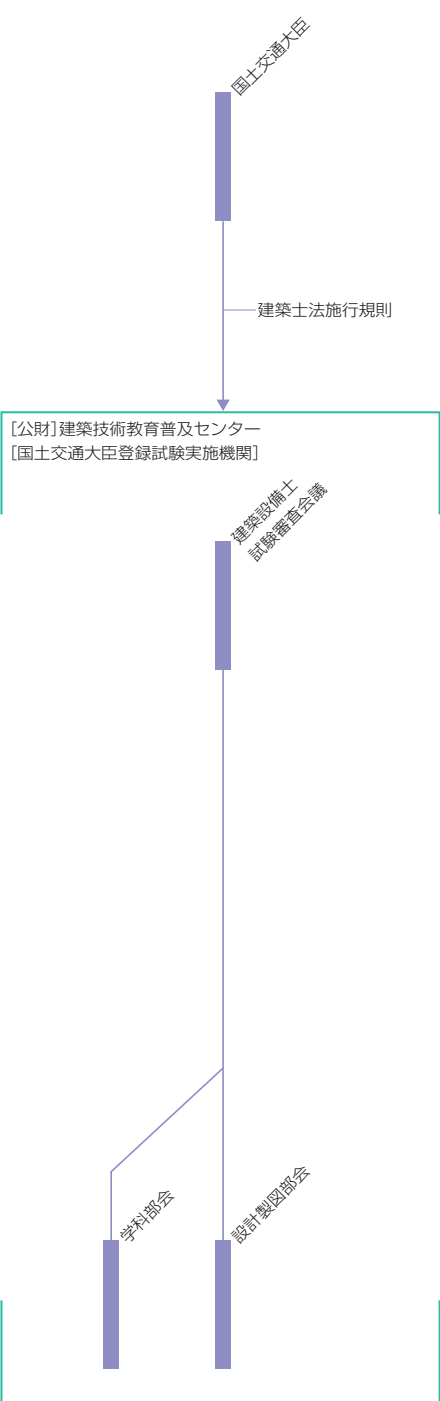
設備設計に関する科目

■修了者数 [令和4年度～令和6年度]

設備設計一級建築士定期講習 3,359名

建築設備士

建築設備士試験実施体制



建築設備士制度

■建築設備士制度は、建築設備〔空調・換気、給排水衛生、電気等〕の高度化・複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計・工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和58年、建築士法の改正時に創設され、昭和61年から建設大臣の指定を受けて、平成17年から国土交通大臣の登録〔建築士法施行規則第17条の18第一号〕を受けて当センターが建築設備士試験を実施しています。

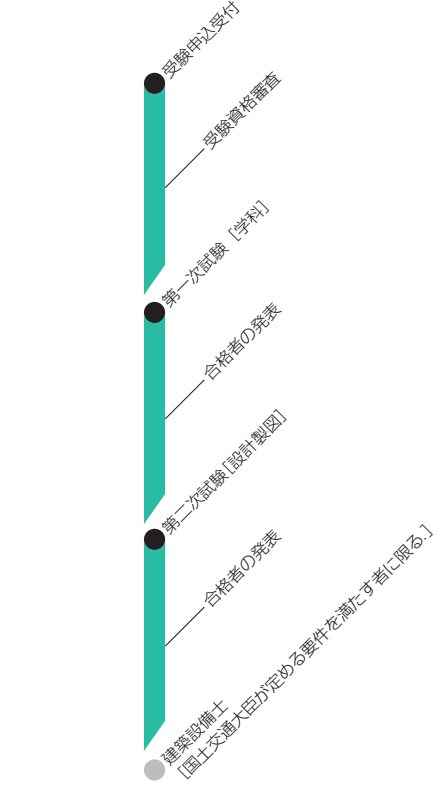
建築設備士の業務

- 建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者です。
- 建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計・工事監理を行う場合には、原則として、建築設備士の意見を聴くよう努めなければなりません。
- 建築士は、建築設備に係る設計・工事監理について建築設備士の意見を聴いた場合、建築確認申請書等においてその旨を明らかにしなければなりません。
- 建築士事務所の開設者が建築主から設計等の委託を受けたときに、建築主に交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する建築設備士の氏名が規定されています。

建築設備士試験

- 受験資格
 - ① 学歴を有する者〔大学、短期大学、高等学校、専修学校等の正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者〕
 - ② 一級建築士等の資格取得者
 - ③ 建築設備に関する実務経験を有する者
 - ①～③ それぞれに応じて所定の建築設備に関する実務経験年数が必要です。
- 試験科目
 - ① 第一次試験〔学科〕
建築一般知識、建築法規及び建築設備
 - ② 第二次試験〔設計製図〕
建築設備基本計画及び建築設備基本設計製図

資格取得まで



●過去の合格率

	受験者数	合格者数	合格率[%]
2020	2,811	379	13.5
2021	3,217	606	18.8
2022	3,183	516	16.2
2023	3,302	632	19.1
2024	3,403	732	21.5

□ □ □ □ □

□ ☐ ☐

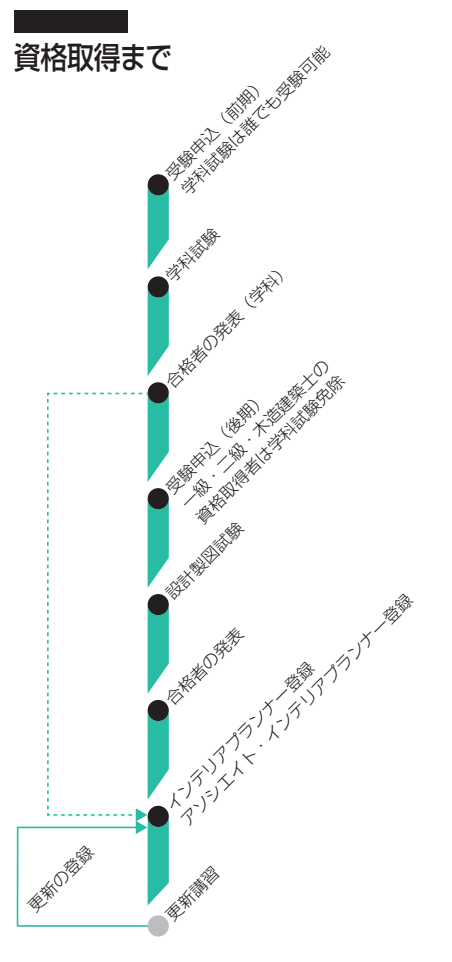
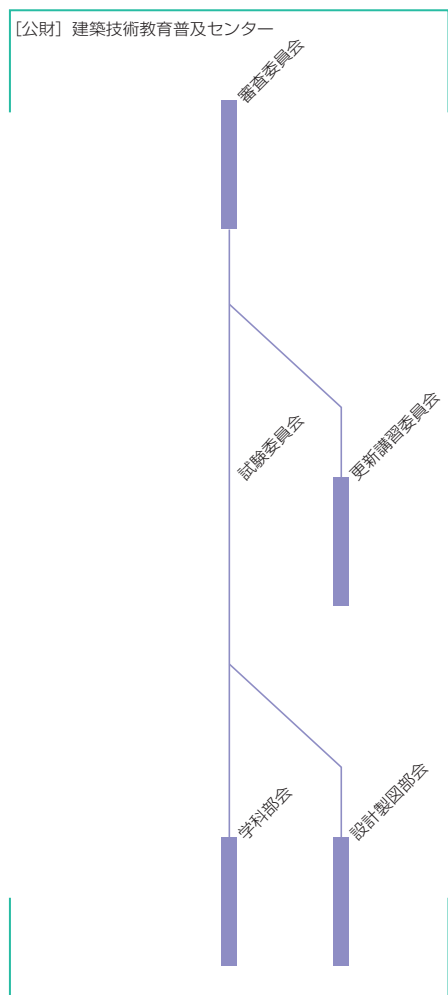
11/11/2019

登録者数

██████████

██████████

資格取得まで



資格の国際化対応

APECアーキテクト・プロジェクト

■平成17年度より実務経験などについて一定レベル以上であると認められるアーキテクトに対し、APEC域内での共通の称号を与え、その登録をAPEC域内で統一に行っています。このプロジェクトは、APEC域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。

■日本のAPECアーキテクトは、現在、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、協定に基づき資格試験等の一部が免除されます。

■当センターはこのAPECアーキテクトの日本における審査・登録業務を行う日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会の事務局を務めています。

APECエンジニア・プロジェクト

■実務経験などが一定レベル以上であると認められる技術者をAPECエンジニアとして認定・登録し、その者の国際的な活躍を支援する制度で、平成12年度より実施されています。

■日本は全11分野に参加しており、その中の建築構造分野では、一級建築士のうち建築構造実務を行う〔建築構造技術者〕を対象としていま

す。この建築構造技術者の審査・登録業務は、APECエンジニア・モニタリング委員会〔事務局〔公社〕日本技術士会〕の委託を受け、建築エンジニア資格委員会が担当しており、当センターは同委員会の事務局を務めています。

IPEA国際エンジニア・プロジェクト

■日本は英国など世界19の国や地域の民間の技術者団体間で合意されているIPEA〔International Professional Engineers Agreement〕国際エンジニア協定に基づくエンジニアの国際的登録制度に参加し、経験を積んだ技術者の国際的な活動を促進することを目的とし、一定の基準を満たした技術者をIPEA国際エンジニア〔International Professional Engineer（略称 IntPE）〕として登録しています。

■建築構造技術者については平成20年度から登録を行っており、審査、登録業務はIPEAモニタリング委員会〔事務局〔公社〕日本技術士会〕の委託を受け、IPEA建築エンジニア資格委員会が担当しており、当センターは同委員会の事務局を務めています。

調査・研究、普及活動等

調査・研究

■建築士制度のあり方、試験方法の改善及び合理化に関する調査研究、建築文化・景観に関する調査研究、その他建築技術者の資質の向上、活用方策、建築教育等に関する調査研究を行っています。

■海外における建築家、建築設備技術者及びインテリア設計者等の建築関係技術者の資格制度に関する資料の収集や現地調査等を基に調査研究を行っており、これまでに英米独仏加等の欧米諸国、オーストラリア、韓国及びアジア諸国等に関する報告書を作成しています。

継続職能開発〔CPD〕

■建築士等の知識及び技能の維持向上を図るため、関係団体が協力して建築CPD運営会議及び建築設備士関係団体CPD協議会を設立し、CPDプログラムの認定、CPD記録の統合的管理、実績証明書の発行を行っています。当センターでは、これらの事務局を担当し、CPD制度を推進しています。

建築教育動画

■建築士等の有資格者や、今後有資格者を目指す学生等の人材育成・資質向上を支援するため、インターネットを利用して建築教育に係る動画の配信システムの運営を行っています。配信する動画コンテンツは、当センターにて作成するもの他、国土交通省や関係団体とも連携し、幅広い内容のコンテンツの提供を行っています。

建築技術教育普及基金

■建築技術者の知識及び技術の向上を図るため、平成元年度に建築技術教育普及基金を創設し、公益的あるいは基礎的な調査・研究や普及活動に対して助成を行うなど建築技術の教育普及に資する事業を実施しています。

建築技術教育普及センターの概要

設立趣旨

近年、国民生活や経済活動が多様化する中で、建築物の設計・工事監理に対する社会の要請はますます高度化、多様化し、建築士をはじめとする建築技術者の資質の一層の向上と、これらの各種のニーズに応えられる建築士等の充実強化が重要となってきました。一方、行政の簡素化・合理化が重要な政策課題となる中で、膨大

な受験者数を有する国や都道府県の実施する建築士試験のより一層の円滑な運営と実施体制の整備を図るとともに、建築士の資質の向上に資する機関の設立が強く望まれました。このような課題に取り組むことを目的として、国、都道府県をはじめ建築界の強い期待の下、建築関係団体等からの出捐を得て、昭和57年9月10日に、財団法人建築技術教育普及センターが設立されました。

事業の展開

昭和57年9月

財団設立

昭和58年10月

建築技術者教育研究所を併設

昭和59年2月

一級建築士試験事務開始

4月

全国7ブロックに支部を開設

昭和61年1月

二級建築士及び木造建築士試験事務開始

建築設備士試験及び講習事務開始〔講習は昭和63年12月で終了〕

8月

建築士指定講習のテキスト監修、受講者データの管理開始

昭和62年2月

建築設備資格者の登録受付開始〔登録受付は平成2年10月〔社建築設備技術者協会へ移管〕

8月

インテリアプランナー試験及び講習事務開始〔講習は平成2年度で終了〕

昭和63年3月

インテリアプランナー登録受付開始

平成元年1月

建築設備士更新講習事務開始

〔更新講習は平成14年で終了〕

4月

建築技術教育普及基金開設——調査・研究及び広報普及活動の助成

平成2年1月

インテリアプランニング賞創設

〔平成18年度で終了〕

平成5年1月

インテリアプランナー更新講習事務開始

平成8年11月

インターネットホームページによる情報提供開始

●

平成12年11月

APECエンジニア・プロジェクト事務開始

●

平成17年7月

APECアーキテクト・プロジェクト事務開始

●

平成18年4月

建築CPD情報提供制度の運用開始

●

平成20年4月

構造/設備設計一級建築士資格取得講習、管理建築士資格取得講習〔改正建築士法施行前におけるみなし講習〕事務開始〔平成20年のみ実施〕

11月

構造/設備設計一級建築士講習、管理建築士講習及び一級/二級/木造建築士定期講習事務開始

12月

EMF国際エンジニア・プロジェクト事務開始

〔平成27年 IPEA国際エンジニアに改称〕

●

平成22年6月

建築技術教育普及基金——運営要綱を見直し調査・研究及び広報普及事業に対しての助成を広く一般に公募開始

●

平成23年9月

構造/設備設計一級建築士定期講習事務開始

●

平成25年4月

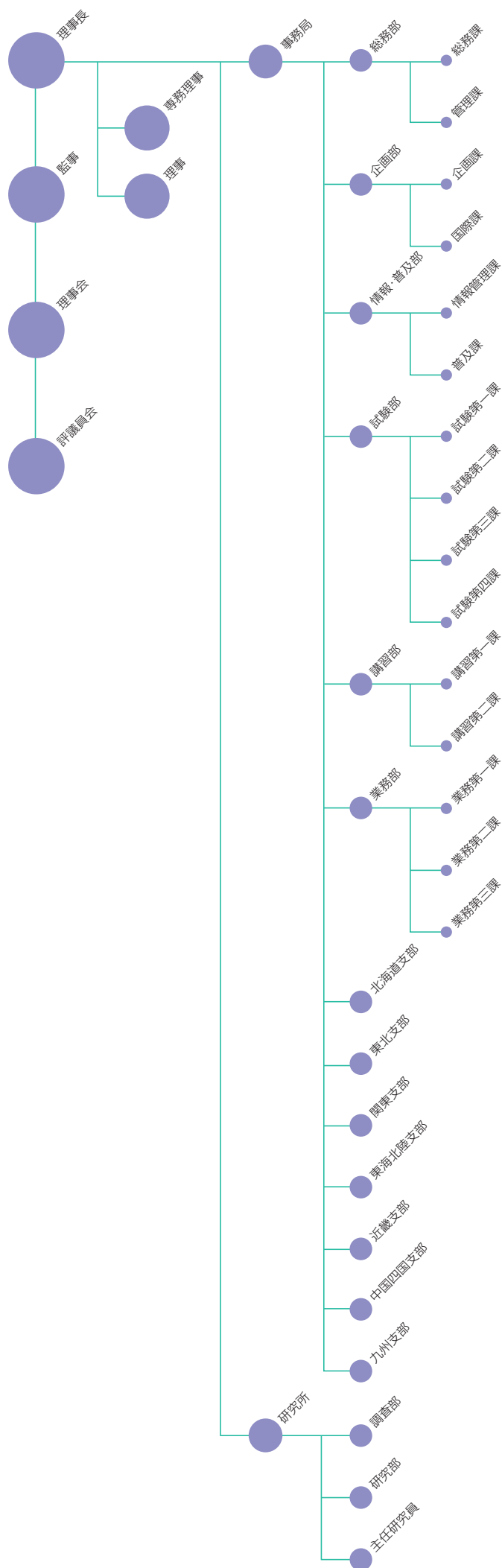
公益財団法人へ移行

●

平成28年9月

アソシエイト・インテリアプランナー登録受付開始

組織図



公益財団法人

建築技術教育普及センター

【建築教育センター】

THE JAPAN

ARCHITECTURAL

EDUCATION AND

INFORMATION CENTER

102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6

紀尾井町パークビル



THE JAPAN
ARCHITECTURAL
EDUCATION AND INFORMATION
CENTER